

虐待の防止のための指針

目 次

1. 当拠点における虐待の防止に関する基本的考え方.....	1
2. 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項について.....	1
3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針.....	2
4. 虐待又はその疑い(以下、「虐待等」という。)が発生した場合の対応方法に関する基本方針	2
5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項.....	3
6. 成年後見制度の利用支援に関する事項.....	3
7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項.....	3
8. 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する事項.....	4
9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項.....	4
別表 厚生労働省 高齢者虐待防止の基本 養介護事業者による高齢者虐待類型(例).....	5

1. 当拠点における虐待の防止に関する基本的考え方

○当拠点では、高齢者虐待は重大な人権侵害であり、犯罪行為であるという認識のもと、高齢者虐待防止法に基づき、利用者の尊厳の保持と権利擁護に努めます。虐待の早期発見・早期対応を徹底し、当拠点内ではいかなる理由があっても以下の虐待行為を行いません。

- 1 身体的虐待:高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 2 介護・世話の放棄・放任:高齢者を衰弱させるように著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- 3 心理的虐待:高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 4 性的虐待:高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- 5 経済的虐待:高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項について

(1) 目的と設置

当拠点では、利用者への虐待発生および再発を防止し、適切なケアを提供するため、「虐待防止検討委員会」(以下、委員会)を設置します。

(2) 委員会の構成メンバー

委員会は多職種で連携して運営するため、以下のメンバーで構成します。

- ・ 運営責任者:統括施設長
- ・ 虐待防止担当者:生活相談員(※施設内の虐待防止措置を適切に実施する実務担当者)
- ・ 構成委員:各事業部長、管理者、各課長、計画作成担当者、サービス提供責任者 等

(3) 委員会の開催

- ・ 開催頻度:委員会は、定期的に(2ヶ月に1回以上)開催します。ただし、緊急で対策が必要な場合など、必要に応じて担当者がいつでも臨時に招集できます。
- ・ 議題の決定:委員会の議題は、虐待防止担当者が設定します。
- ・ 開催方法:対面だけでなく、テレビ会議システム(オンライン)を用いて開催する場合があります。
- ・ 他会議との連携:効率的かつ効果的な運用の定期化を図るため、「身体拘束適正化委員会」など関連の深い他の会議と一体的に開催したり、法人内の別事業所と連携して合同で開催したりする場合があります。

(4) 委員会で協議する内容(議題)

委員会では、主に次の①～⑦の事項について定期的に協議し、具体的な対策を講じます。

1. 虐待防止検討委員会、およびその他施設内組織の運営に関すること
2. 虐待防止のための指針(本指針)の整備・見直しに関すること
3. 職員向け虐待防止研修の企画・実施内容に関すること
4. 職員が虐待やその兆候について、いつでも相談・報告できる体制の整備
5. 万が一、虐待等を把握した場合の、市町村への迅速な通報手順・ルートの確認
6. 虐待等(疑い含む)が発生した場合の、原因分析と確実な再発防止策の策定
7. 実施した再発防止策の効果についての事後評価(PDCA)

(5) 議事録の作成と保管

委員会の開催後は必ず議事録を作成し、速やかに職員へ周知するとともに、【2年間】適切に保管します。

3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

職員の知識向上と虐待防止の徹底のため、定期的な研修を実施します。

- ・ 研修プログラム内容：
 - 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
 - 高齢者権利擁護事業および成年後見制度の理解
 - 虐待の種類と発生リスクの事前理解
 - 早期発見・事実確認と報告等の手順
 - 発生した場合の改善策・事例研究
- ・ 開催頻度：年2回以上定期開催します。また、新規採用時には必ず個別の研修を実施します。
- ・ 記録の保存：研修資料、実施概要、出席者実績(サイン等)などはすべて記録し、電磁的記録等により【2年間】適切に保存します。

4. 虐待又はその疑い(以下、「虐待等」という。)が発生した場合の対応方法に関する基本方針

万が一、虐待やその疑い(以下「虐待等」)が発生した場合は、以下の通り対応します。

- ・ 迅速な報告と要因除去：速やかに市町村に報告するとともに、虐待が起きている環境の要因をただちに除去します。
- ・ 厳正な処分：客観的な事実確認の結果、職員による虐待が判明した場合は、役職の有無にかかわらず就業規則に基づき厳正に対処します。
- ・ 生命の安全最優先：緊急性が高い事案の場合は、市町村や警察等の協力を仰ぎ、対象者の権利と生命の保全を最優先に動きます。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

(1) 報告と相談ルート

- ・ 職員が、他の職員による利用者への虐待を発見(または疑いをもった)場合は、ただちに虐待防止担当者(生活相談員)に報告します。
- ・ 万が一、虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者に直接報告します。

(2) 事実確認の実施

- ・ 報告を受けた担当者は、報告者のプライバシーや権利が不当に侵害されないよう細心の注意(秘匿性の確保)を払った上で、対象者に事実確認を行います。
- ・ 必要に応じて関係者からも事情を聴取し、これら確認の経緯はすべて時系列で概要を書類に整理します。

(3) 事後の措置と再発防止

- ・ 事実が確認された場合、本人に対応の改善を強く求め、就業規則に則り必要な措置を講じます。
- ・ 改善されない場合や緊急性が高い場合は、すぐに市町村等の外部機関に相談します。
- ・ 事案発生後は「虐待防止検討委員会」において、発生原因を徹底検証し、原因の除去と再発防止策を作成して全職員に周知します。
- ・ 再発の危険が完全に取り除かれた場合であっても、事実確認の概要および再発防止策を併せて市町村に報告します。また、必要に応じて関係機関や地域住民等への説明・報告を行います。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者およびそのご家族に対し、権利擁護の観点から利用可能な「成年後見制度」について丁寧に説明します。また、利用の希望や求めに応じて、社会福祉協議会などの適切な相談窓口を案内・紹介する等の支援を行います。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- ・ 苦情相談窓口にて虐待に関する苦情が寄せられた場合、窓口担当者は速やかに苦情解決責任者に報告します。(※責任者自身が対象である場合は他の上席者へ報告)
- ・ 相談者の個人情報の取り扱いには最大の注意を払い、相談したことによって不利益が生じないよう細心の注意を払います。
- ・ 対応の流れや事実確認、市町村への報告等は、上記「5. 相談・報告体制」の手順に準じます。
- ・ 対応完了後、苦情を寄せられた相談者に対して、その顛末と対応結果を適切に報告します。

8. 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、入居者(利用者)およびご家族がいつでも自由に閲覧できるよう、施設内に備え付けます。また、当施設の公式ホームページ上において、常時閲覧が可能な状態(公開状態)とします。

9・その他虐待の防止の推進のために必要な事項

施設内での定期研修に加え、各地区の社会福祉協議会や全国社会福祉法人経営者協議会などが主催する外部の虐待防止研修・権利擁護研修等にも積極的に職員を派遣・参画させます。常に最新の知識を取り入れ、職員の研鑽を図ることで、サービスの質を低下させない体制を維持します。

附則

この指針は、令和 4 年 11 月 1 日より施行する。

別表 厚生労働省高齢者虐待防止の基本 養介護事業者による高齢者虐待類型

区分	具体的な例
i 身体的虐待	① 暴力的行為※ ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。など ② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為 ・医学的診断や介護サービス計画等に位置付けられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に職員の都合で本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。など ③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制
ii 介護・世話の放棄・放任	① 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 ・入浴しておらず異臭がする。髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡(床ずれ)ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境(暑すぎる、寒すぎる等)に長時間置かせる。 ・室内にごみが放置されている、ネズミやゴキブリがいるなど、劣悪な環境に置かせる。など ② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為 ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない。副作用が生じているのに放置している。処方通りの治療食を食べさせない。など ③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為 ・ナースコール等を使用させない。手の届かないところに置く。 ・必要なメガネ、義歯、補聴器等があっても使用させない。など ④ 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置 ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。など ⑤ その他、職務上の義務を著しく怠ること

区分	具体的な例
iii 心理的虐待	① 威嚇的な発言、態度 ・怒鳴る、罵る ・「ここ(施設・居宅)にいらなくしてやる」「追い出すぞ」などと言い脅す。など ② 侮辱的な発言、態度 ・排せつの失敗や食べこぼしなど、老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「死ね」など侮辱的なことを言う。 ・排せつ介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。など ③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度 ・「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。 ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。 ・話しかけ、ナースコール等を無視する。 ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる。(他の利用者にやらせる)。など ④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為 ・トイレを使用できるのに職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。 ・自分で食事ができるのに職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。など ⑤ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為 ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・理由もなく、住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・面会者が訪れても本人の意思や状態を無視して面会させない。など ⑥ その他 ・車椅子での移動介助の際に速いスピードで走らせ、恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ・入居者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し、他の職員に見せる。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。など

区分	具体的な例
iv 性的虐待防	○ 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要 ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。 ・性的な話を強要する(無理やり聞かせる、無理やり話させる)。 ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・本人を裸にする。又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・人前で排せつをさせたり、おむつ交換をする。またその場面を見せない為の配慮をしない。など
v 経済的虐待	○ 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強制する。 ・金銭・財産等の着服・窃盗等(高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない)。 ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・日常的に使用するお金を不当に制限する。生活に必要なお金を渡さない。など

※身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができます。

「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要ではない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下ろせば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」(東京高裁判決 昭和 25 年 6 月 10 日)